

2019年9月吉日

お客様 各位

静岡県労働金庫

ATMによるお振込みの一部利用制限について

平素は、〈静岡ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

これまで〈静岡ろうきん〉では、全国的に多発している高齢者を対象とした「還付金詐欺」や「振り込め詐欺」への対策として、窓口での現金払い戻しの際の声かけや、ATMによる注意喚起画面の表示等を実施してきました。しかしながら、これらの特殊詐欺被害については増加傾向にあることから、下記のとおりATMによるお振込みについて、ご利用を制限させていただくことといたしました。

対象となるお客様には、大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための取組みとして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上で、過去1年間*1ATMでの当金庫キャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客様

*1 「過去1年間」は、当金庫所定の方法で算出させていただきます。

2. 内容

ATMでの当金庫キャッシュカードによるお振込みをご利用いただけません。

※ キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引き出し」は、従来どおりご利用いただけます。

3. 開始日

2019年12月2日（月）

4. お振込みを希望されるお客様

お振込み制限の対象となるお客様でATMによるお振込みを希望される場合は、お手数ですが、「お振込みにご利用される当金庫口座のキャッシュカード」、「ご本人確認ができる書類（顔写真付き身分証明書）」をご持参のうえ、平日の営業時間内に最寄りの当金庫営業店窓口へお申し出ください。

以上